

平成 22 年度 第 4 回公益財団法人新宿未来創造財団理事会議事録

- 1 日 時 平成 22 年 10 月 28 日 (木) 10 時から 12 時まで
- 2 会 場 新宿区大久保 3 丁目 1 番 2 号 新宿コズミックセンター 3 階 大会議室
- 3 出席者 理事現在数 12 名 定足数 7 名
〔理事出席者〕
理事長 中山 弘子 副理事長 酒井 敏男 常務理事 小野寺 孝次
理事 石崎 洋子 理事 佐藤 洋子 理事 白井 裕子
理事 新田 満夫 理事 原田 宗彦 理事 平田 達
以上 9 名
〔監事出席者〕
監事 名倉 明彦 以上 1 名
〔同席者〕
事務局次長 諏訪 丹美

欠席者 〔理事欠席者〕
理事 岡田 芳朗 理事 清水 敏男 理事 武井 正子
以上 3 名

出席職員 27 名

4 議題

(1) 議事事項

- 議案第 22 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 22 年度上半期事業実績報告書 (案) について
議案第 23 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 22 年度上半期収支決算報告書 (案) について
議案第 24 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 22 年度補正予算書 (案) について
議案第 25 号 公益財団法人新宿未来創造財団経営計画の変更 (案) について
議案第 26 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 22 年度事業計画の変更 (案) について
議案第 27 号 公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正 (案) について

5 定足数の確認

理事現在数 12 名中 9 名の出席があり、理事会運営規程第 7 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

6 議事の経過の概要及び結果

定款第 34 条の規定に基づき、中山理事長が議長となり、本会議の開会を宣し、議事に入った。

- (1) 議案第 22 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 22 年度上半期事業実績報告書 (案) について
常務理事および事務局次長より議案第 22 号について、資料に基づき説明が行われた後、原案通り出席者全員一致で可決した。

- (2) 議案第 23 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 22 年度上半期収支決算報告書(案)について
常務理事および事務局次長より議案第 23 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、決算書の数値が 9 月末日までに収入及び支出等が完了されているものであること、ならびに事業が順調に実施されていることを確認し、原案通り出席者全員一致で可決した。
- (3) 議案第 24 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 22 年度補正予算書(案)について
事務局次長より議案第 24 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、原案通り出席者全員一致で可決した。
- (4) 議案第 25 号 公益財団法人新宿未来創造財団経営計画の変更(案)について
事務局次長より議案第 25 号について、資料に基づき説明が行われた後、原案通り出席者全員一致で可決した。
- (5) 議案第 26 号 公益財団法人新宿未来創造財団平成 22 年度事業計画の変更(案)について
事務局次長より議案第 26 号について、資料に基づき説明が行われた後、原案通り出席者全員一致で可決した。
- (6) 議案第 27 号 公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正(案)について
事務局次長より議案第 27 号について、資料に基づき説明が行われた後、原案通り出席者全員一致で可決した。

(議事の詳細・経過については、後出の理事会議事録のとおり。)

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した理事長および副理事長ならびに監事は次のとおり署名する。なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成 22 年 10 月 28 日

理事長 中山 弘子

副理事長 洒井 敏男

監事 名倉 明彦

公益財団法人新宿未来創造財団第4回理事会
議事録

平成22年10月28日

○中山理事長 これより議事に入ります。

議案第22号、公益財団法人新宿未来創造財団平成22年度上半期事業実績報告書（案）及び議案第23号、公益財団法人新宿未来創造財団平成22年度上半期収支決算報告書（案）については、一連の議案でございますので一括して議題に供させていただきます。それでは、まず事務局の説明を受けます。

<資料に基づく説明省略>

○中山理事長 それでは、議案第22号、23号について、質疑に入りたいと思います。

ご意見、ご質問のある方は、どうぞ。

○平田理事 最初の事業の執行率の報告で、予算額は千円単位で、執行額が円単位だという説明はしましたか。

○諏訪事務局次長 はい。

○平田理事 千円と円という単位に気がつくのが遅くて、合っているか合っていないか全然わからずにいってしまった。表示がどこを見てもない。

○諏訪事務局次長 申し訳ございません。

○平田理事 次に執行率は具体的にどういう方法で出すのかということをお伺いします。現実に支出した額が執行額なのか、未払いのものもあるのか、わからず聞いていましたが、予算に対して実際に支出した額だけで計算しているわけですか。

○諏訪事務局次長 はい。9月30日までに支払いが完了している額で計算しております。

○平田理事 そうすると、その支払った額に見合う予定の事業の完成度が進んでいると理解すればいいわけですか。

○小野寺事務局長 ここでは実際上の経理で支出があった、つまり現金の動きがあった部分のみを載せております。事業につきましては、例えば予算が100万円の支出を伴うということで事業決定をしましたら、支出負担行為といいます、100万円かかる事業を企画して実施するという決裁をとります。ところがその100万円は、5団体に対して20万円ずつの債務を負っている事業かもしれません。そのうちの1団体だけの請求が来て、支払ったということになりますと100万円のうち20万円だけしか支払っていないこととなります。ところが、100万円支出するという決裁は既にやっておりますので事業規模につきましては、100万円相当の事業がもう既に達成されているものの、請求がないだけということになります。

事業の内容がどこまで進んだかという規模等もお示しできれば、その辺の疑問は解決されるかと思いますが、お金だけに着目して資料を作ったためわかりづらいことになっており、大変申し訳ありません。このような体裁で決算をする仕組みになっているものですから、このような資料を作らせていただきました。

事業につきましては、実際に事業が終わると、その都度、こういう形で実施をしたという報告が上がってきます。そこから判断すると、事業の規模としましては、当初予定どおり、おおむねこの半期で予定の半分ほどの事業量は進んでいるという状況にあることをご報告しておきたいと思えます。

○平田理事 事業の中には、ほとんど出費のないものや、余分に出ているようなものもあるように見えますので、この表を見ても事業の進行の判断はできないのではないのでしょうか。そうすると、現実に立てた予算とお金がいくら出たということは結果であって、これをいくら説明されても事業の執行との絡みでなければ、我々が意見を言える範囲のことは何も出てこない議事になりませんかということを質問したかったわけです。

皆さんがこの数字に対して一つ一つの議論や反論があるならば別ですが、極端なことを言えば、トータルだけ言ってくればそれでよいのではないのでしょうか。

○白井理事 これの見方ですが、執行率の財源充当額のところが大事で、要するに財源充当で、最初財団として出す予定だったものをどこまで出したのかという数字がパーセンテージですよ。これがマイナスになっているのは、逆に黒字になっている。100パーセントを超えている数字が出ているのは、実は赤字で、財団として当初予定よりも出さざるを得なくなった、予算と決算の関係で、100%を超えている数字というのは赤字事業だと私は読みましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○諏訪事務局次長 そのとおりでございます。

○原田理事 説明の中で、今、執行率と収入率をごちゃごちゃに説明されましたが、同じと見ていいわけですか。

○小野寺事務局長 先ほどの説明では、執行率という表現でしたが、正式には支出の方については執行率、収入については収入率と呼ぶのが正しい表現です。

それから、今、白井理事からお話のあった点は、中間決算でこれだけを読むとそういうお話ができるということとして、先ほど申しましたように、既にもう支出の原義を立て決定しているけれども、請求等がないために支出の行為が行われていないものが実はこの中にあります。

○名倉監事 事務局長のお話で大体理解できましたが、執行率だけで見ると2割とか3割しかいってないものが多いのは、平田理事からご質問あったように、未払金等が入っていない現金主義で、支出したものだけを載せているということ、決して事業の執行が停滞しているとかいうことではなく、半分ぐらいはやっているということですよ。前年対比はできないのですか。

○諏訪事務局次長 大変申し訳ありません。前年が中間決算を行っておりませんで、今年度初めて中間決算を行うものですから、対前年比がございません。

○小野寺事務局長 ちょっと補足しますけれども、予算の編成並びに決算、財務諸表類がいわゆる民法34条法人の時代に求められていました公会計と、公益認定を受けてからの公益法人会計とで、指標その他作成の方法が違うため、仮に前年度中間決算していたとしても比較するものがありません。分類が違うことで比較ができないことになっておりますので、2年目以降はそういう形での比較表が出せるものと考えています。

○新田理事 2つの法人が1つになって公益財団法人となり、企業会計に近寄ってきたと思っていました。もちろん監査法人もついてやっていると思いますが、この22号議案や23号議案の上半期事業報告書と上半期決算書については、理事会が承認するとか承認しないとかいうような、まだ固まりになっていないというのが僕の判断です。これだけでは判断できないので、これでは棄権せざるを得ないと思います。

発生主義なので、既に事業が終わっていたら、もうそこで未払金を計上するとか、まだ会費をもらっていない人がいたら、未収金計上するというから初めて決算書が成り立つだろうと思います。半年間で予定していた事業がこのぐらいうまくいきました、お金は少し足りないかもしれませんが、それならわかりますが、これで半年の事業計画と決算を承認しろといっても、外の人に見せてもわからないでしょう。

私がむしろ聞きたいのは、順調にいつていますとか、実は大変ですとか、新しいこういうこともありますかとかというように、これが正しいから決議してくれといっても、これは棄権せざるを得ない。反対ではありません。

それから2つの団体の仕事と一緒に、重複している事業があるように見えます。例えば、語学教育等で受託事業と自主事業とか、比較的似ている事業がありますが、こういうものは一緒にした方が良くはないかということ、次には提言していつてほしいと思っています。

ハーフマラソンについては、東京都を走れるということで、全国的に有名になってしまっただ応募者を直ちに締め切ったということですが、新宿区民を優先しているということはわかるのですが、新宿区はワンオブ23区であると同時に、東京の中央にある日本を代表する区です。そうすると、例えばこの新宿ハーフマラソンというのは、日本の大きなイベントの一つで、それが新宿区で開催されているということは区民としては誇りになります。区民優先なのか、それとも新宿区としてお金

を使っても、新宿区のパブリシティと新宿区のステータスのためにやるべきものであるのか。

新宿歴史博物館は新宿区のものというだけで良いが、ハーフマラソンや区立大中央図書館のようなものは、新宿区にはあるけれども、東京を代表する東京一であるというようなものでないとならない。新宿に何がありますかといったら、ハーフマラソンがあると日本中の人から言われるようなものを作らなければなりません。新宿区がもっとハイレベルなステータスを作るために、財団としてリーダーシップをとってほしい。

- 諏訪事務局次長 決算につきましては、おっしゃるとおりだと思います。事業の進捗状況としては、確かに収入率が低い部分があり、参加料収入はもうちょっと上げたほうがよく、今後努力しなければいけないと思いますが、事業の執行状況としては、全般的には前半の6カ月が終わって順調に進んでいるものと思います。ただ、事業参加者数については、もうちょっと全般的に工夫する必要があるだろうと考えているところです。

中間決算の仕方については、来年度に向けて、執行が予定されているものや、債務を負担する予定のもの、契約をしているものにつきましては平田理事からもご指摘があったように、既に支出しているものとして考えていくということで、来年度以降見直しをさせていただきたいと思います。

それから、事業の統合については、旧文化・国際交流財団と新宿区生涯学習財団との予算のまとめの段階で、かなり統合はできています。今、例えば補助事業や受託事業、自主事業でも日本語講座をやっている、同じではないかというご指摘がございましたが、これはあえてやっているところがあります。

例えば受託事業について、新宿区から例えば10万円以内でこういう日本語講座をやりなさいということで、私どもは事業を受託しております。ただ、それに対して、もうちょっとこうしたほうが良いのではないかと、ここをつけ足すともっといい事業になるのではないかとといったことがある場合、私どもは基本財産の運用益等を投入いたします。新宿区としては10万円の範囲でいだろうという事業でも、公益財団法人としてプラスアルファでやるべきことがあるというところに自主財源を追加していますので、財源が2つにわたる事業が出てきます。

マラソンについては、新田理事のご指摘のとおりで、私どもとしては、日本の中でのハーフマラソンと位置づけたいと思っております。ただ、やはり一部公費を投入しているわけですので、新宿区民の方は期間をおき、広報を見てゆっくりとああこんなのがあったと申し込みしていただいてもご参加できるようにしております。それでも全部が区民というわけではなくて、大体1割、2割というところです。今回当日に申し込んだのに申し込みなかったとおっしゃる方は一般の区外の方でございまして、全国に名を売る事業に育てるということで、これについても考えてはいきたいと思っております。

- 平田理事 今の議題はこの報告ですから、私が質問したように、決まっても支出のないものがあるという前提を立てて、そのとおりの報告があって、その報告を我々が承認したということで議題を区切ってはどうですか。ハーフマラソンとか事業のあり方の問題とか一つ一つのものを議論する場ではないので、私が提案したような前提だけつけて報告を終わって、その報告を承認したということで議事をまとめて次に進んでいただきたい。

- 新田理事 異議なし。

- 中山理事長 よろしいでしょうか。

それでは、今、ご意見いただきましたような形で、この議案第22号、議案第23号につきましては、決算の仕方がこの9月末日までにいわゆるお金を支払ったものについてであったということの前提で、皆様方にこの22号、公益財団法人新宿未来創造財団平成22年度上半期事業実績報告書（案）並びにそれから23号の収支決算報告書（案）を、原案どおり決定するというご異議ございませんでしょうか。

- 新田理事 事業は順調に進んでいるということを入れておいてくださいね。

- 中山理事長 はい。わかりました。

○新田理事 事業は順調に進んでいるけれども、決算はこうなっていますと附帯を付けて出してください。

○中山理事長 はい。そういった文言を入れて、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

○新田理事 それならいいです。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 はい。ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第22号、議案第23号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第24号、公益財団法人新宿未来創造財団平成22年度補正予算書(案)について、事務局の説明をお願いします。

<資料に基づく説明省略>

○中山理事長 それでは、24号議案について、ご意見、ご質問等お願いいたします。

○原田理事 5ページの下にある6号事業費の地域の魅力の内外への発信というところで補正として105万円が計上されていますが、こういった類の委託をされていますか。

○鈴木学芸課長 前回の理事会でもご報告させていただきましたが、地域の例えばイベントですとか、または定点的な撮影をこの予算の中で構えたものでございます。記録映像を撮影するというものでございます。

○原田理事 プロモーションとして。

○鈴木学芸課長 はい。プロモーションにも生かし、今後資料としても生かしていく。ですから、定点的な例えばイベントや地域の変化ですとか、そういったものを記録として残していくという予算でございます。

○原田理事 これは、随意契約なのですか。

○鈴木学芸課長 今、最終的に見積もりをとっておりますけれども、その金額によって当然、相見積もりになるかまたは入札になるか、今、ちょっと最終調整をしているところでございます。

○原田理事 わかりました。

○中山理事長 よろしいでしょうか。

○原田理事 結構です。

○中山理事長 他にはございませんか。

それでは、この件についてご発言がなければ、質疑を終了いたします。

議案第24号、公益財団法人新宿未来創造財団平成22年度補正予算書(案)を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第24号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第25号、公益財団法人新宿未来創造財団経営計画の変更(案)及び議案第26号、公益財団法人新宿未来創造財団平成22年度事業計画の変更(案)については、一連の議案でございますので一括して議題に供します。事務局の説明を受けます。

<資料に基づく説明省略>

○中山理事長 それでは、質疑に入ります。

議案第25号、議案第26号について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

ご発言がなければ、質疑を終了いたします。

議案第25号、公益財団法人新宿未来創造財団経営計画の変更(案)について、原案どおり決定する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第25号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第26号、公益財団法人新宿未来創造財団平成22年度事業計画の変更(案)を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第26号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第27号、公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正(案)について、事務局の説明を受けます。

<資料に基づく説明省略>

○中山理事長 それでは、質疑に入ります。

議案第27号について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

ご発言がなければ、質疑を終了いたします。

議案第27号、公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正(案)を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第27号は、原案どおり決定いたします。